

# させばバス株式会社

## 運輸安全マネジメント実施要綱

させばバス株式会社は、代表取締役（以下「経営トップ」という。）と、それぞれの組織に属する従業員が、輸送の安全に係る業務の向上を目的として連携して運輸安全マネジメントを実施するためにこの要綱を定める。

### （経営トップの責務）

第1条 経営トップは、その属する組織の業務の範囲内において次の責務を有する。ただし、管理の受委託により受託運行を行っている業務については、その委託受託の関係における範囲内で責任を有する。

- 1 経営トップは、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。
- 2 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

### （組織）

第2条 次に掲げるものを選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築する。

- 一 運行管理者
  - 二 整備管理者
  - 三 その他必要な責任者
- 2 安全マネジメントを担当する要員等輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統を決定し、その組織図を作成する。
- 3 乗務員等社員は、1に定める者等の指示を受けるほか、常に安全の向上に資する技能の向上を図り、安全な運行等輸送の安全の確保を行う。

### （輸送の安全に関する基本的な方針）

第3条 経営トップは、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、安全運転に関する法令を遵守し、社員に対し関係法令の遵守と安全第一が最も重要であるという意識を徹底させる。

- 2 させばバス株式会社の社員は、安全運転に関する法令を遵守し運輸安全マネジメントの着実な実施を行うことにより、輸送の安全性の向上に努める。
- 3 輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。
- 4 させばバス株式会社は、常に輸送の安全確保に努める。

(輸送の安全に関する重点施策)

第4条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- 一 輸送の安全の確保について、関係法令に定められた事項を遵守すること。
- 二 輸送の安全に関する情報について、連絡体制を確立し必要な情報を伝達、共有すること。
- 三 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。
- 四 輸送の安全を図るために必要な費用の支出について、経営の状況によって可能な範囲で効率的に行うよう計画的に実施すること。
- 五 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。

(輸送の安全に関する目標)

第5条 第3条に掲げる方針に基づき、目標を設定する。

- 一 事故件数
- 二 輸送の安全の確保に関する投資

(輸送の安全に関する計画)

第6条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第7条 輸送の安全に関する基本方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を確実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第8条 経営トップと現場や運行管理者と乗務員等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に組織内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第9条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、経営トップ又は組織内の必要な部署に速やかに伝達されるように努める。
- 3 自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第百四号）（以下「報告規則」という。）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第10条 第5条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第11条 経営トップが指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも年に1回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

2 経営トップは、内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

3 経営トップは、悪質な法令違反等により重大事故を起こしたような場合においては、安全対策全般又は必要な事項において、現在よりも高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第12条 次に掲げる輸送の安全に関する情報について、毎年度、外部に対し公表するものとする。

一 輸送の安全に関する基本的な方針

二 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

三 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計（総件数及び類型別の事故件数）

2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(記録の管理等)

第13条 次に掲げる輸送の安全に関する情報の記録は、適切に保存する。

一 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成にあたっての会議の議事録

二 輸送の安全に関する基本的な方針

三 重点施策

四 報告連絡体制

五 事故、災害等の報告

六 輸送の安全に関する内部監査結果

七 その他安全に関する情報

附 則

この要綱は平成24年11月13日から施行する。

平成31年3月24日 改正